

# 小規模事業者コスト縮減応援事業費 ご案内

京都府と京都商工会議所では、府内に事業所を有する小規模事業者のコスト縮減に繋がる経営改善を緊急支援する「小規模事業者コスト縮減応援事業費」を実施しております。

これは、中小企業応援隊の支援策として、みなさんが平成26年度に実施される取組（事業）に必要な経費の一部を補助し、応援しようとするものです。

## 【申請受付期間】

平成 27年 1月 5日(月)から平成 27年 1月 30日(金)まで

※ 但し、補助金は予算の範囲で交付するため、予算に達し次第、締め切ります。

## 【申請書の提出先】

小規模事業者：中小企業応援隊員を経由して京都商工会議所へ提出

## 【申請要件】

京都商工会議所の中小企業応援隊員の支援を受けている小規模事業者

## 【問合せ先】 京都商工会議所中小企業経営支援センター 各支部

提出先	管轄行政区	所在地	電話番号
洛央支部	上京区、中京区、下京区、東山区、山科区	京都市中京区烏丸通夷川上ル 京都商工会議所 1階	075-212-6460
洛南支部	南区、伏見区	京都市伏見区京町北7丁目11 増田組第2ビル 1階	075-611-7085
洛北支部	北区、左京区	京都市左京区下鴨高木町6 アトリエフォー 1階	075-701-0349
洛西支部	右京区、西京区	京都市右京区西院巽町13 西院くめマンション 1階	075-314-8771

京都商工会議所・京都府

1 京都市内に事業所(団体)等を有する下記の小規模事業者が対象です。

小規模事業者の定義

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	従業員 20 人以下
商業・サービス業	従業員 5 人以下

2 前年同期比で売上減少していることが補助要件となります。

3 平成 27年1月5日から2月25日までの間に中小企業応援隊が伴走支援する一過性ではない工夫を凝らした小規模事業者のコスト縮減への取組、小規模の機器更新を補助します。

受付期間に係る事業実施期間の範囲

受付期間 平成27年1月5日～ 1月30日

事業実施期間 平成27年1月5日～ 2月25日

実績報告書提出期間 事業終了後から5日以内

ただし、当取組(事業)の交付決定前に終了した取組(事業)は、対象外とします。

また、同一取組(事業)について、国や府等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合も対象外とします。

4 補助金の内容については次のとおりとします。

1補助事業所当たり 上限300,000円 (補助率2分の1以内)

(補助対象経費例)

- ・食品保存用真空包装機の導入経費
- ・3Dプリンターの導入経費
- ・デジタルインバーター制御内蔵の溶接機の導入経費 など

**一過性ではない工夫を凝らした取組としてください。単なる機器の導入・旧型機の新型機への入れ替え・買い換えや車両(二輪・四輪)の購入、買い換えなどは対象ではありません。**

※ 補助対象は、申請取組(事業)の実施に必要な経費で、交付決定日以降に請求・支払い行為が発生したものが対象です。

※ 人件費、借入れに伴う支払い利息、公租公課(消費税など)、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、振込手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、その他公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる費用は対象外とします。

※ 補助金交付の目的に従って、誠実に補助事業を行ってください。

5 交付申請書等の提出書類は、期日までに申請書提出先へ持参してください。

交付申請書等は、支援を受けている中小企業応援隊員にお申し出ください。

尚、申請に際しては申請書の他、見積書、試算表等の添付が必要となります。

6 交付決定通知は、文書により中小企業応援隊員を通して各申請者に選考結果を通知いたします。

① 補助金は、予算の範囲内で交付するため、採択されることになった場合にも希望された金額のすべてに応じられない場合があります。

② 補助金の支払いは、取組(事業)終了後の精算払いとします。

7 実績報告書の提出について

① 取組(事業)終了後速やかに実績報告書を京都商工会議所に提出してください。また、領収書や明細がわかる資料の添付(成果物見本や写真等)が必要です。

(その際、取組(事業)実績について経営支援員が確認させていただきます。)

② 京都商工会議所において実績報告書を受領後、取組(事業)及び経費を審査の上、補助金額を確定し通知します。